

令和7年第1回東海村議会定例会提出議案説明要旨

令和7年3月3日

令和7年第1回東海村議会定例会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、関係条例の整備に関する条例1件、関係条例の整理に関する条例1件、条例の廃止1件、条例の改正13件、令和6年度補正予算7件、令和7年度予算10件、追認議案として財産の取得16件の合計49件でございます。

議案第10号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、村税，保険料，使用料等に係る督促手数料を廃止することに伴い，関係条例の整備を行うため，条例を制定するものでございます。

議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、「刑法等の一部を改正する法律の施行」により，懲役及び禁錮が廃止され，これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い，関係条例の整理を行うため，条例を制定するものであります。

議案第12号 水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地地区画整理事業に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、事業の完了に伴い，条例を廃止するものでございます。

議案第13号 東海村職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行」に伴い，所要の改正を行うため，条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号 東海村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正」に伴い，所要の改正を行うため，条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号 東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，消防団員の処遇改善を図る観点から，消防団員の年額報酬及び出動報酬の見直しを行うため，条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号 東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては，令和6年人事院勧告等を踏まえ，一般職の給料表の改定，扶養手当の見直し等を行うため，条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号 東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例の
制定につきましては、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行」
に伴い、土地の埋立て等許可申請手数料及び同変更許可申請手
数料の対象面積を変更し、並びに宅地造成又は特定盛土等に関
する工事の中間検査の申請に対する審査手数料を追加するため、
条例の一部を改正するものでございます。

議案第18号 東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、
「家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の改正」に伴い、
家庭的保育事業等における保育の内容に関する支援に係る連携
施設確保を見直し、及び連携施設を確保しないことを認める経過
措置の有効期限を延長するほか、所要の改正を行うため、条例の
一部を改正するものでございます。

議案第19号 東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定につきましては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の
改正」に伴い、特定地域型保育事業者等に係る保育の内容に関す
る支援に係る連携施設確保を見直し、及び連携施設を確保しない
ことを認める経過措置の有効期限を延長するため、条例の一部を
改正するものでございます。

議案第20号 東海村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たな小規模保育事業所の開所に伴い、委員定数の見直しを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号 東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険事業の安定的な運営を図る観点から、税率等を改めるとともに、未就学児に係る均等割額の減額規定の誤り等を修正するため、条例の一部を改正するものでございます。

本議案につきましては、税率改正に係る条例規定を精査する中で、令和4年第1回定例会で可決された一部改正条例の内容に誤りがあったことが判明したため、合わせて改正を行うものでございます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議案第22号 東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行による茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正」に伴い、許可を必要とする土地の埋立て等に係る面積基準に関し県条例との整合性を図るほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号 東海村下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行」に伴い、下水の水質基準等に係る規定事項の整合性を図るほか、下水道使用料算定の際の端数処理方法の変更及び下水道使用期間に応じた基本使用料徴収を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号 東海村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布」に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たな区分を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第25号 東海村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案作成等の不適切な事務執行が続いたことで、議会及び村民の皆さまの信頼を損ねてしまいましたことに対し、組織運営の管理者としての責任を明らかにするため、村長、副村長及び教育長の給料を減額するため条例の一部を改正するものでございます。

1月の臨時会に続き、今定例会においても条例規定の誤りを改正する議案を提出する事態となりましたこと、また、解釈の違いとはいえ、後ほどご説明いたします過去の財産取得に関して追認議案

として議決を求める事態を招いたことにつきまして、大変重く受け止めております。

今後は、その根本原因を徹底的に突き止め、実効性のある再発防止策を検討し、速やかに実行してまいりますとともに、全庁的な統一認識のもと、議案提出に漏れがないよう、法令遵守を徹底してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹んでお詫び申し上げます。

議案第26号 令和6年度東海村一般会計補正予算(第10号)につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ1億4,313万7千円を減額し、予算総額を232億5,360万1千円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、法人企業の申告所得の増加に伴う法人住民税の増、水道料金免除のための水道事業会計への補助金の増額等に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第27号 令和6年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、予算総額を32億6,874万4千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、国民健康保険支払準備基金の積立に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第28号 令和6年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ576万6千円を減額し、予算総額を6億8,336万4千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、保険基盤安定納付金の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第29号 令和6年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,488万3千円を追加し、保険事業勘定の予算総額を32億1,680万6千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、居宅介護サービス及び地域密着型介護サービスの給付費の増加に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第30号 令和6年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、予算総額に変更はなく、繰越明許費を設定するものでございます。

議案第31号 令和6年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、予算総額に変更はなく、繰越明許費を設定するものでございます。

議案第32号 令和6年度東海村下水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定

するものでございます。

議案第33号から議案第42号までは、令和7年度東海村一般会計予算及び特別会計予算並びに企業会計予算でございます。

これらにつきましては、先ほどの施政方針説明における村政運営の基本的な考え方や令和7年度の予算内容で申し上げましたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

議案第43号から議案第54号までの財産取得に関し議決を求めることにつきましては、過去に譲渡特約付賃貸借契約により取得しましたプレハブ校舎やLED照明器具など財産の取得に関し、議案第55号から議案第58号までの財産取得に関し議決を求めることにつきましては、過去に購入しました教師用指導書、教師用教科書、デジタル教科書など財産の取得に関し、地方自治法第96条第1項第8号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議案として議決を求めるものでございます。

これら追認議案を提出するに至った経緯につきましては、まず、「譲渡特約付賃貸借契約」についてですが、これまで村では、賃貸借の期間満了後に取得する財産は無償譲渡であり、議決は不要であると認識しておりました。しかしながら、この度、他の自治体で同形態の契約において「財産の取得」に係る追認の議決を求めている事実を確認したことから改めて精査したところ、同契約は実質的

には財産の割賦販売による「買入れ」と解釈することが適当であると判断したものでございます。

また、「教師用指導書等の購入」においても、これまで指導書等は消耗品であり、財産ではないと解釈していましたが、同じく精査した結果、動産の「買入れ」と解釈することが適当であると判断したため、合わせて16件の議案を提出するものでございます。

以上、提出いたしました議案について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議のうえ適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に業務委託契約の締結2件、財産の取得2件、人事案件14件を追加提出いたしたく準備中でございます。後ほど提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。